

ファミリーマートカップ全日本バレーボール小学生大会参加チーム指導者資格の義務化について

小学生バレーボール指導者の資格については、これまで公益財団法人日本体育協会（以下日体協）や公益財団法人日本バレーボール協会（以下、JVA）の指導の下、他の加盟団体に先駆けて義務化を進めてまいりました。

それは自らの資質を向上させるとともに、発達途上の子どもたち、保護者、そして、社会全体に責任を持つためのものでした。

これまで、実施の時期を延長してまいりましたが、いよいよ開始時期も迫ってまいりました。具体的には以下のようになりますので、周知徹底のほどよろしくお願いたします。

<平成26年度>

「ファミリーマートカップ全日本バレーボール小学生大会」

○ 全国大会及びすべての予選会

日体協資格（バレーボール）、一次講習会受講認定書、二次講習会認定書のどれか一つを持っているものがベンチに最低一人は入っていること。（できれば複数が望ましい）

「スポーツ少年団交流大会」

○ 全国大会及びすべての予選会

ファミリーマートカップと同様の資格とスポーツ少年団認定指導員（又は育成員）の両方を持っているものがベンチに最低一人は入っていること。（できれば複数が望ましい）

<平成27年度以降>

「ファミリーマートカップ全日本バレーボール小学生大会」

○全国大会

日体協資格(バレーボール)を持っている者が、最低一人はベンチに入っていること。

(できれば複数が望ましい)

○都道府県最終予選会

日体協資格を持っている者か、二次講習会受講者が最低一人はベンチに入っていること。

(できれば複数が望ましい)

○ブロック大会・地区予選大会

日体協資格保有者、二次講習会受講者、一次講習会受講者のいずれか一人がベンチに入っていること。

(できれば複数が望ましい)

「スポーツ少年団交流大会」

現在調整中

全国小学生バレーボール指導者講習会は、今後も継続していきますが、日体協資格取得の免除措置については、現在のところ平成27年度までの予定であります。

一次、二次の受講者が日体協資格を比較的取得しやすいように開催している三次講習会についても一応平成27年度までの時限開催です。

ただ、小学生バレーボール指導者の実態を考え、免除措置と三次講習会については継続を強く要求していきたいと思っております。